

議案第 98 号

世田谷区立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 17 日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 世田谷区立幼稚園に係る保育料の額を改定するとともに、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例

世田谷区立幼稚園保育料条例（平成26年12月世田谷区条例第58号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第3条を次のように改める。

（保育料）

第3条 保育料は、無料とする。

第4条を削る。

第5条中「委員会」を「世田谷区教育委員会（以下「委員会」という。）」に改め、「し、又は変更」を削り、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条を第4条とする。

第6条を削る。

第7条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条を第5条とする。

第8条第1項を削り、同条第2項を同条とし、同条を第6条とする。

第9条第1項中「区立幼稚園又は」を削り、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、「保育料又は」を削り、同条を第7条とする。

第10条の見出し中「保育料等の」を削り、同条中「保育料又は」を削り、同条を第8条とする。

第11条を第9条とする。

別表を削る。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の世田谷区立幼稚園保育料条例の規定は、令和元年10月以後の月分の保育料（第1条に規定する保育料をいう。以下同じ。）について適用し、同月前の月分の保育料については、なお従前の例による。